

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

根室市長 石垣 雅敏

市町村名 (市町村コード)	根室市 (01223)
地域名 (地域内農業集落名)	歯舞地区 (双沖1、双沖2、歯舞2、豊里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、約8割が後継者無しではあるが、現状維持や規模拡大意向が概ね占めることから、10年以内の戸数の減少の可能性は低い。しかし、持続的に農地の利用を図り、地域農業を継続するには、新規就農者や後継者の確保・育成に努めるなど、担い手確保が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の酪農・畜産を主体とした農業形態を維持するため、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農作業の効率化を図るためスマート農業などの導入を積極的に推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,409.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,409.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農業上の利用が行われる区域を農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用しながら、地区の実情に応じて段階的に集約化を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の売買・賃貸借の案件が出た場合は、売り手・貸し手の意向や、あっせん等近隣の受け手の候補となりうる担い手の状況を踏まえて、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道整備事業や道営草地整備事業・北海道農業公社主体草地畜産事業など、基盤整備事業を活用し、圃場整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在営農を行っている個別経営体及び法人経営が安定的に営農を継続できるように各種支援策を講じると同時に、新規就農者が円滑に就農できるよう、市・農業委員会・JA・改良普及センター等の関係機関の連携により、確保及び育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託が必要な場合は、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策交付金を活用し、有害駆除に努め、個体数の減少及び農作物被害の防止を推進する。
⑦中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金など各種補助金を活用し、農地の保全や管理を推進する。